

議会だより調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、議会だより調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会だより調査特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条第4項及び豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 議会だよりの編集及び発行に関する調査
4. 委員定数 本特別委員会の委員は7人とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで継続する。
なお閉会中も調査できるものとする。